

有田市新規就農者向け研修プログラム
AGRI-LINK IN ARIDA
実施ガイドライン

平成 31 年 4 月
有田市 経済建設部
有田みかん課

目次

はじめに

1. 制度の全体像について.....	3
2. 本事業の仕組みについて.....	4
3. 農家が行うことについて.....	5
4. 農家等における留意事項.....	8
5. 就農予定者が行うことについて.....	9
6. 就農予定者における留意事項.....	10
7. Q&A.....	12

はじめに

太陽と海と果実のまち 和歌山県有田市は、地域の名前を冠した「有田みかん」の生産地として全国的にも有名なまちです。人口 3 万人弱の小さなまちですが、みかんづくりに適した地形や環境を有し、江戸時代から約 450 年間、変わらぬ伝統を受け継ぎながら、地元の農家さんが大切にはぐくんできた有田みかんは、全国的にも有名で、高い付加価値を有する農産品として認識されている地域の宝です。

毎年のみかんのシーズンには全国各地で多くの人が有田みかんを中心にこたつを囲み、美味しいみかんを味わいながら、家族や友人と談笑し、幸せなひと時を過ごしています。

しかしながら、我が国全体が直面している少子高齢化の課題の影響は有田市にも及んでおり、市内のみかん農家の平均年齢も年々上昇しています。このままでは、美味しいみかんづくりの技術、江戸時代から続いてきた伝統が途絶えてしまうとの危機感を持っているところです。

そのため、これまで、有田市としては有田市産みかんのブランド構築推進や、農家の販路拡大のためのスキルアップ講座開講、さらにはふるさと納税制度を活用した PR といったみかん産業支援を行ってきており、2017 年度には株式会社リクルートの包括連携協定を締結し、取り組みの強化を図ってきたところです。

そのようななか、有田市は、これまでの取り組みの成果を踏まえ、株式会社リクルートとの連携のもと、「AGRI-LINK IN ARIDA」を新たに立ち上げることとしました。

これは就農を希望する方に対して、市が一定規模の既存農地を紹介するとともに地元農家等による技術提供を受ける機会を提供し、2 年後には生産・出荷が可能となる農家として営農できるようになることを目指したものです。その間の生活は当該農地からの収穫から得られる収入と、行政からの支援により安定した環境で、2 年後の安定的な営農に向けた準備を進めることが可能となります。

本ガイドラインは、事業実施にあたり受入側農家等と就農予定者それぞれの準備や、事業実施期間内の留意事項等をガイドラインとしてまとめたものですが、具体的な募集、受入や農地提供の条件等に関しご不明の点がありましたら有田市役所 有田みかん課 担当者までお問い合わせください。

1. 制度の全体像について

(1) 目的

本事業は、みかん農家の高齢化が進み年々広がる耕作放棄地の拡大を食い止めるため、新たに有田市のみかん農家として就農しようという意思のある者（以下「就農予定者」という）に対し、有田市が農地の紹介と農家（法人を含む）による技術習得の機会を提供するもの。

期間は最大 2 年間とし、それ以降は独立した農家として就農する。

(2) 実施体制

<AGRI-LINK IN ARIDA」のスキームモデル>



就農予定者と農家の要件は以下の通り。

新規就農予定者の要件

- ・申請時点で 40 歳未満であること。
- ・有田市外から有田市内に転居する者。
- ・有田市内で、他の世帯と同一の家屋または敷地内に居住しないこと。
- ・有田市役所が本事業の手続きに則り農家から登録を受け付けた農地データベースの中から選定された農地を利用すること。（親をはじめとする親族や、知人等から農地を引き継ぐ場合には、本事業とは別の支援制度をご紹介します）
- ・これまでにみかん農家を営んでいないこと。
- ・これまでにみかんを生産する農家又は農業生産法人等に雇用され、2 年以上継続して生産に従事していたことがないこと。
- ・有田市内の園地で独立したみかん農家として営農していく強い意思があること。
- ・事業実施期間内及び事業終了から 5 年間は有田市内に居住し（住居については有田市が候補を紹介することも可能）、みかん農家を継続すること。

農地提供側農家の要件

農地提供側農家は以下の要件を満たすこと。

- ・有田市内に現に生産を行っている園地を自己所有していること。
- ・上記の園地のうち、廃農または生産規模の縮小を検討している園地があること。
- ・そのうち、本事業で活用してもよいと考えた園地（ただし、当面の間は生産を継続する）について、必要な情報を有田みかん課に登録したこと。
- ・本事業で活用することとなった場合、当該園地を受入側農家に賃貸できること。

受入側農家の要件

受入側農家は以下の要件を満たすこと。

- ・有田市内在住の農家であること。
- ・有田市内に現に生産を行っている園地を自己所有していること。
- ・本事業の目的・内容に沿って、新規就農予定者を受入する意向を有田みかん課に登録していること。
- ・有田市に登録された廃農又は生産規模の縮小が検討されている農地の一部について、所有者から賃借し、本事業の実施期間内において適切に管理できる能力を有すること。

2. 本事業の仕組みについて

1. （2）「実施体制」で示した体制図について、就農予定者、農家、行政が以下のような役割分担の下で、事業を実施する

① 就農予定者

就農予定者は、本事業による支援を受けてから 2 年後に一定規模の生産・出荷（目安：1ha 程度）が可能となるよう、生産技術の向上に努める。また、事業実施期間中は、業務委託契約に基づき、生産物を受け入れ側農家に出荷することとする。

② 農家等

a. 農地提供農家等

農地を提供する農家等は、現に生産・出荷を行っている園地であり、将来的に耕作を行わない予定（廃農または生産規模の縮小が予定されている）の園地で本事業への活用が可能なものを有田市役所に登録する。

登録した園地について行政から事業での活用について意向確認があった際には、本事業

での利用の可否を判断する。

b. 受入側農家等

受入側農家等は、事前に作成した農用地利用集積計画作成申出書に沿って園地を適切に管理する。また、農地提供農家等の園地で生産を行う就農予定者に対して、2 年後に一定規模の生産・出荷が可能となるようみかん生産に関する技術を提供するとともに、当該園地から収穫される生産物を出荷・販売する。

③ 行政

有田市役所は、農家へのヒアリングをもとに将来的に耕作を行わない予定の園地を把握し、その中から本事業に活用できるものを現地確認等行ったうえで選定し、受入側農家及び新規就農予定者と必要な調整を行う。

また、新規就農希望者に関し、募集・面談を実施するとともに、受入側農家が決定した後は現地確認等の事業実施状況の把握を行い、必要に応じて適切な措置を講じる。

その他制度全体の企画・調整に関する及び普及広報、県や国の制度も含む各種補助金制度を活用した支援体制の構築等を実施する。

3. 農家等が行うことについて

(1) 農地提供側農家

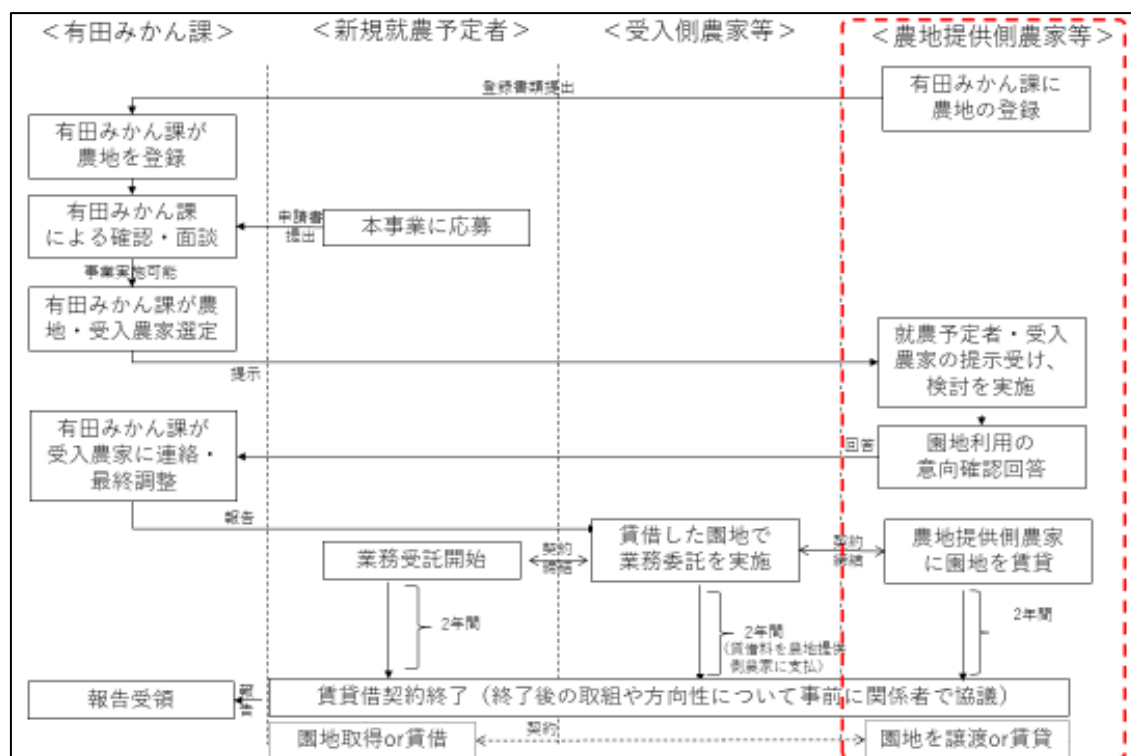
- ① 将来の営農計画について、検討を実施する¹。
- ② 将来的に廃農または耕作面積の縮小をする意向があり、かつその対象とした園地を、本事業を含む有田市みかん農家の後継者育成に資する事業に利用させることができる場合には、有田市経済建設部有田みかん課（以下、「有田みかん課」という）に所在・地番・面積・栽培品種、販売単価、収穫量、保有する設備等の状況、本事業での活用を開始できる時期など、必要な情報を別添様式 1 に記載し登録する。
- ③ ②の登録書が提出された際、有田みかん課は必要があれば実地確認を行い、登録内容に間違いがないか確認を行う。
- ④ 有田市でみかん農家として就農したいという意欲を持った者から有田みかん課に事業実施に関する申請書が提出された場合には、有田みかん課は書面の確認及び面談を実施し、「事業実施が可能」と判断した場合、受入側農家を紹介する。
- ⑤ 有田みかん課は、③を経て就農予定者と受入側農家が面談等を実施する際に、

¹ JA では農家の事業承継に関する普及啓発活動を実施しており、「事業承継ハンドブック」をホームページで公開している。また、農振水産省は農業問題全般を扱う「農業経営相談所」を各都道府県で展開している。このような情報収集を行った上で、必要に応じ家族やその他関係者を交え、将来の営農計画に関する検討を実施することが望ましい。

⑥ 農地提供側農家は、本事業において農地を利用することとなった場合、受入側農家との間で農地の賃貸借契約を締結する。契約の内容・条件については、別添のフォーマットを参考にしつつ、個別に取り決めることがあれば受入側農家、就農予定者及び有田みかん課と協議した上で追加できることとする。

⑥ 本事業の実施にあたって締結した契約等の内容について事業実施期間中に変更が必要となった場合には有田みかん課に別添の申出書を提出し、受入側農家、新規就農予定者も交えた協議を実施したうえで変更の可否・内容について確定させる。

(圖 1)

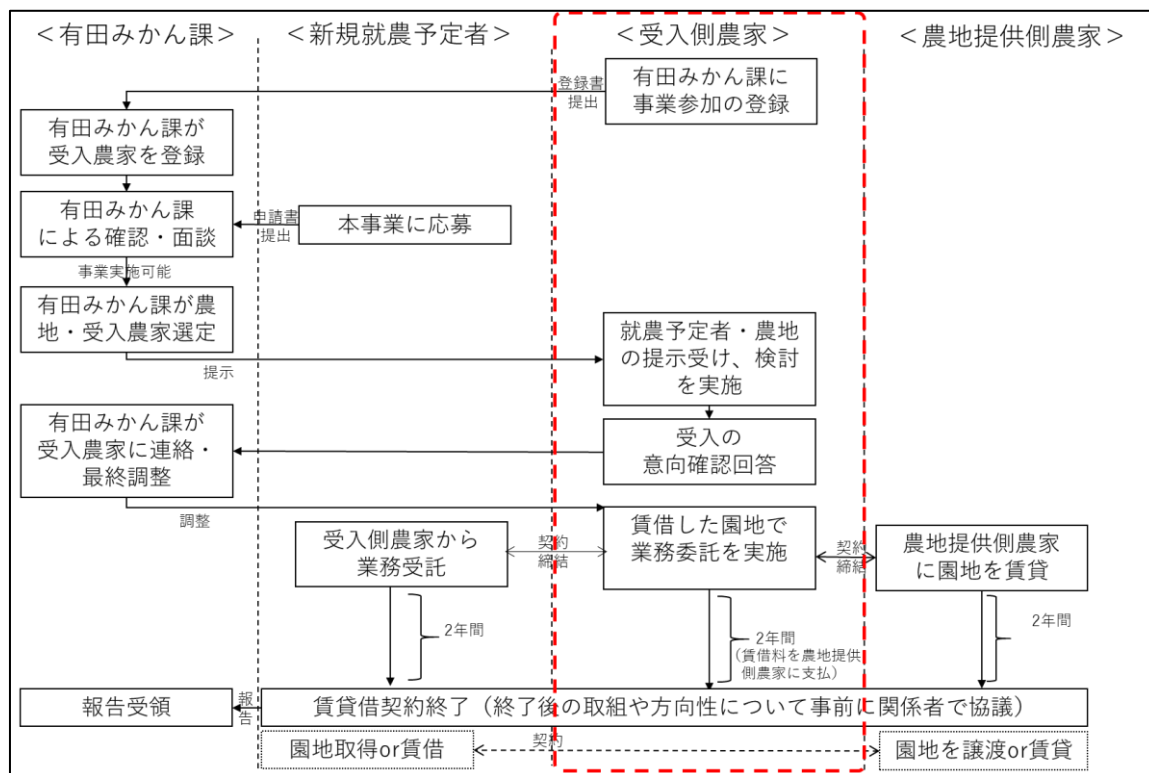


(2) 受入側農家

- ① 将来的な事業計画を踏まえたうえで受入の可否・規模を検討し、受入が可能な場合には、時期、対応可能な面積等を有田みかん課に登録する。
- ② 有田市でみかん農家として就農したいという意欲を持った者から有田みかん課に事業実施に関する申請書が提出された場合には、有田みかん課は書面の確認及び面談を実施し、「事業実施が可能」と判断した場合、受入側農家に対して新規就農予定者を紹介する。
- ③ 受入が可能な場合、受入側農家は有田みかん課に対してその旨を回答する。有田みかん課は、本事業で実施する予定の園地を受入側農家に対し提示する。
- ④ 受入側農家は③で提示された園地について、新規就農予定者とともに実地確認を行った上で本事業の対象となる園地かどうか決定する。
- ⑤ 園地の決定後、受入側農家は農地提供農家等との間で賃貸借契約を締結する。続いて、就農予定者との間で業務委託契約を締結する。契約の内容・条件については、別添の様式を参考にしつつ、個別に取り決めることがあれば受入側農家、就農予定者及び有田みかん課と協議した上で追加できることとする。
- ⑥ 本事業の実施にあたって締結した契約等の内容について事業実施期間中に変更が必要となった場合には有田みかん課に別添の申出書を提出し、農地提供農家、新規就農予定者も交えた協議を実施したうえで変更の可否・内容について確定させる。
- ⑦ 賃貸借契約締結から2年後に業務委託契約が終了する。業務委託終了にあたっては、その後の取引等に関して事前に新規就農者との協議を行うこととする。

以上の内容を総合したうえで受入側農家から見た農地提供農家、就農予定者及び有田市役所とのやり取りを図で示すと図2のとおり

(図2)



4. 農家における留意事項

農家は、事業の実施にあたり以下の点に留意する

<農地提供農家>

- ・登録時に記載する「事業での活用が可能となる時期」については、耕作をやめようとする時期ではなく、「園地としての利用を継続しつつ新規就農者及び受入農家が現れた場合に賃貸することが可能となる時期」をいう。
- ・そのため、対象となる園地の登録から実際に事業で活用されるまでに期間が空く場合もある
- ・就農予定者及び受入農家は対象となる園地の賃貸借契約の締結に先立ち、予定地を実際に訪問し現状を確認した上で、本事業で利用させていただくかどうかを判断するが、確認後に園地の状況が大きく変わった場合には、速やかに有田みかん課に連絡し、今後の対応について関係者を交え協議することとする。（必要に応じ再度の現地確認を行う）
- ・受入農家との賃貸借契約について、締結後に状況が大きく変わり、条件の変更や追加が必要となった場合には、速やかに有田みかん課に報告し、今後の対応について関係者を交え協議することとする。

＜受入側農家＞

- ・受入可能であることの登録から実際の受入までに期間が空く場合もあることに留意すること。
- ・受入側農家は、対象となる園地の賃貸借契約の締結に先立ち、予定地を実際に訪問し現状を確認した上で、事業での活用が可能かどうか判断すること。確認後に状況が大きく変わっている可能性がある場合には、有田みかん課に連絡の上、必要があれば再度の現地確認を行い、今後の対応について関係者を交え協議することとする。
- ・自身が有する有田みかんの生産に関する知識、技能等を就農予定者に積極的に開示・提供すること（他者に対して秘匿したほうが良いと考えている情報については、その旨を伝えた上で伝達すること）。
- ・就農予定者が生産にあたり必要とする設備・機材等は可能な範囲で使用を認めること。
- ・農地提供農家との賃貸借契約または就農予定者との業務委託契約の締結前に災害等により園地の状況が大きく変わった場合には、有田みかん課まで速やかに連絡すること。
- ・また、締結後に園地の状況が大きく変わり、条件の変更や追加が必要となった場合には、速やかに有田みかん課に報告し、今後の対応について関係者を交え協議することとする。
- ・事業終了前には、就農予定者の今後の取り組み方針や販路の見通し等について確認し、必要に応じ適切な助言を行うこととする。

5. 就農予定者が行うことについて

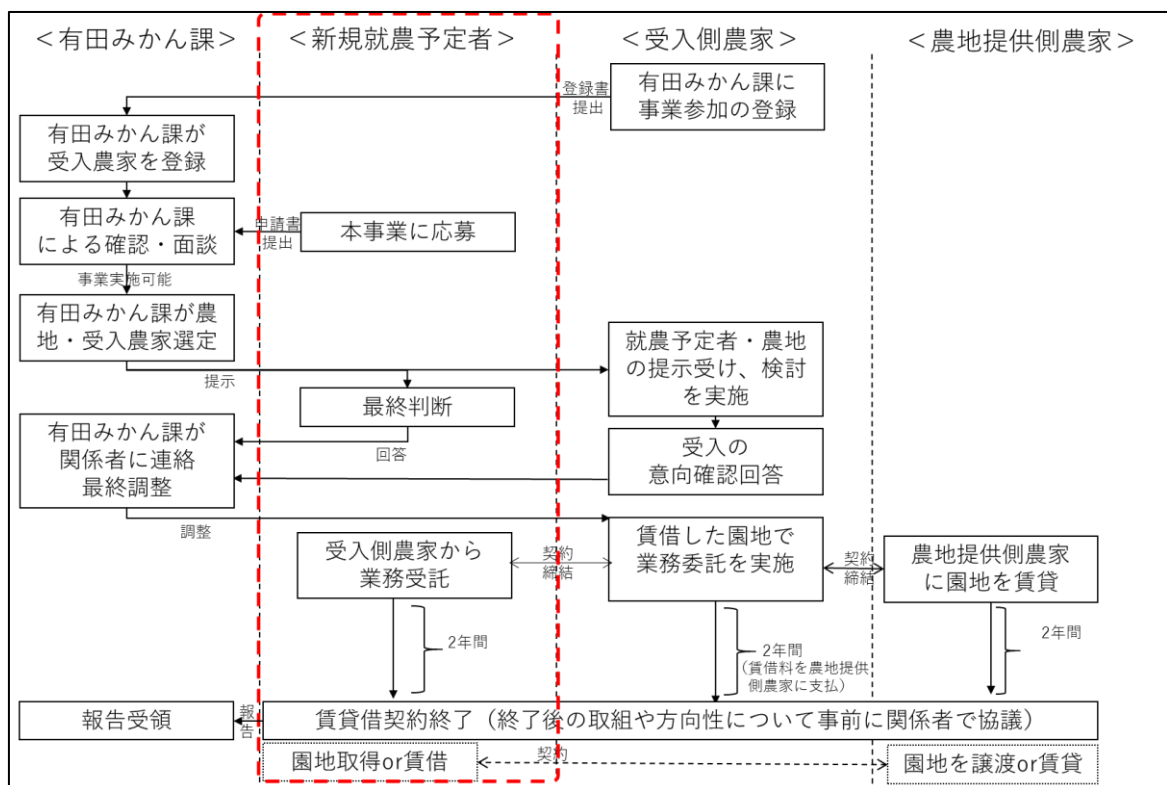
- ① 将来の就農について検討する。
- ② 本事業を活用し、有田市で現に耕作されている園地を活用しつつ独立したみかん農家としての就農を希望する場合、別添様式 2 に必要な事項を記入し、有田みかん課に提出する。
- ③ 有田みかん課による書面確認において本事業の活用が可能と判断された場合には、事業内容の説明等のための面談を実施する。（面談においては必要に応じ農家又は農業専門家が同席することがある）
- ④ 面談の結果、本事業が実施できることとなった場合には、速やかに有田みかん課から就農予定者への連絡を行うので、就農予定者は、受入側農家及び有田みかん課とともに現地確認を行った上で、最終的な判断を行うこととする。
- ⑤ ⑤の後、双方の準備が整い次第速やかに受入農家等と業務委託契約を締結する。
- ⑥ 本事業の実施にあたって締結した契約等の内容について事業実施期間中に変更が必要となった場合には有田みかん課に別添の申出書を提出し、農地提供農家、受入側農家も交えた協議を実施したうえで変更の可否・内容について確定させる。
- ⑦ 事業実施期間中は、おおむね 6 か月に一回、有田みかん課に状況を報告する。有田みかん課は必要に応じて書類確認や実地調査等を実施し、事業が適切に行われ

ているかを確認する。

- ⑧ 契約締結から 2 年後に業務委託契約が終了するが、事前に契約終了後の販路・取引等に関し受入側農家等と協議を行い、業務委託契約が終了する日より前にその結果を有田みかん課まで別添の様式により報告する。

以上の内容を総合したうえで就農予定者から見た農家及び有田市役所とのやり取りを図で示すと以下のとおり

(図 3)



6. 就農予定者における留意事項

- ・事業参加の応募をした後、有田市から面談の要請があった場合にはこれに応じること。
- ・有田みかん課が提示した農地・受入農家を踏まえた最終判断にあたり、事前に必ず現地を訪問し、確認を行うこと。
- ・受入側農家と円滑な関係を築くよう努め、提供された知識・技能を最大限発揮して生産にあたること。なお、提供された知識や技能を第三者に伝達しようとする際には、あらかじめ受入側農家と取り決めたルールに基づき伝達の可否、内容を判断すること。

- ・補助金は、主として資器材の購入費用やリース料といった業務に必要となるもの、家賃や家具購入費など市内での居住に必要となるものに対する支出で、領収書やレシートによって本人による支出であることが確認できるものとする。（詳細は交付要綱を参照すること）
- ・補助金の支出は、支出実績を有田みかん課で確認の上、6 か月毎に支払うこととする。
- ・事業実施期間中に自己の都合により事業を中止した場合及び 5 年間のうちに有田市での営農をやめた場合、補助金を返還することとなるので注意すること。（ただし、長期療養が必要な病気、大規模災害など、自己の責任によらない原因により発生した事由は除く）
- ・受入側農家との業務委託契約について、締結後に状況が大きく変わり、条件の変更や追加が必要となった場合には、速やかに有田みかん課に報告し、今後の対応について関係者を交え協議することとする。
- ・事業終了前には、受入側農家に今後の取り組み方針や販路の見通し等について説明し、助言を受けた上で、最終的な結果を別添の様式に記載して有田みかん課に提出する。

7. Q&A

以下に新規就農予定者・農家の事業実施に関する疑問点について Q&A の形でまとめたので参考と
していただきたい。これ以外に不明な点があれば、最後に示した本事業に関する相談窓口までご連絡く
ださい。

<新規就農予定者>

No	質問	回答
1	年齢の制限はありますか？	民法上の成人であることが、年齢の下限となります。上限は 40 歳です。
2	農業未経験でも受け入れ可能ですか？	技術や知識は提供を受けられるので問題ありません。自分が農業を仕事にしていけるかの判断基準として、まずは農業体験にご参加ください。
3	自己資金はどの程度必要ですか？	経営規模や初期投資の内容・利用できる制度により必要な自己資金の額は変わりますが、ゼロでは厳しいです。
4	自己資金の調達が必要な場合どこに相談すればよいですか？	公的金融機関を含む各金融機関にご相談ください。
5	住居はどうすればよいですか？	住居については、ご自身でご契約いただく形になります。市役所でも候補を紹介します。
6	夫婦や家族で応募してもよいですか？	問題ありません。なお、本事業への参加は世帯単位となりますのでご注意ください。
7	途中で事業をやめた場合はどうなりますか？	2 年間の事業実施期間内及びその後 5 年の間に有田市での営農をやめた場合には、原則として本事業に関し受けた補助金を返還いただくこととなります。
8	事業終了後の販路はどうなりますか？	当面は受入側農家が主たる販路となることが想定されます。その後の規模の拡大や生産技術の向上次第では、自ら販路を開拓することも必要になるかもしれません。 いずれにせよ事業終了にあたっては受入農家と事前に協議を行い、今後の計画や販路の見通しなどについて助言を得るようにしてください。

＜農地提供農家＞

No	質問	回答
1	登録する農地に制限はありますか？	現にみかんの生産を行っている園地を登録していただきます。登録後も事業での活用が開始されるまで、これまで通り耕作を継続してください。耕作放棄地は登録できません。必要に応じ有田みかん課が現地確認を行います。
2	登録後、すぐに新規就農予定者の受入が始まるのですか？	新規就農予定者の応募状況や、他の園地の登録状況にもよりますが、登録後はできるだけ早急に本事業での活用が行われるよう、努めます。
3	登録後事業開始前に災害等で園地の状況が大きく変わった場合はどうなりますか？	事業開始前に園地の状況が大きく変わった場合には、すぐに有田みかん課にご連絡ください。
4	事業での活用が始まった後、当該園地について何かすることはありますか。	基本的にはありません。受入側農家及び新規就農予定者が契約に基づき適切に管理します。
5	当該園地の賃貸料はどうなりますか。	受入側農家と条件を話し合った上で適切な賃貸料（例えば利益の10%程度）の支払いを受けることを基本と考えています。
6	事業実施期間内に、本事業に関する契約の内容を見直したい場合はどうすればよいですか？	受入農家及び新規就農予定者の同意が必要となります。事業実施期間中に契約を見直す必要が生じた場合は、まず有田みかん課にその旨を連絡ください。

＜受入側農家＞

No	質問	回答
1	受入側農家として登録するのは個人、法人どちらでもよいですか？	個人・法人のいずれも受入農家となることができます。
2	登録後、すぐに受け入れが始まりますか？	新規就農予定者の応募状況や、提供された園地の登録状況にもよりますが、ご登録後はできるだけ早急に受け入れが始まるよう、努めます。
3	1haのうち、一部について受入を行うことは可能ですか？	可能です。ただし、新規就農者が本事業の実施後に生計を立てていくには少なくとも1ha程度の園地が必要なため、そうした場合は複数の農家が連携して新規就農者に技術や知識を提供する形となります。

4	一部について受入をするとき、最低限の面積はどの程度ですか？	最低でも 0.2ha は必要と考えています。
5	当該園地の賃借料はどのようになりますか？	新規就農予定者及び農地提供側農家と条件を話し合った上で適切な賃借料（例えば利益の 10%程度）を支払うことを基本と考えています。
6	事業実施期間内に、本事業に関する契約の内容を見直したい場合はどうすればよいですか？	新規就農予定者及び農地提供農家の同意が必要となります。事業実施期間中に契約を見直す必要が生じた場合は、まず有田みかん課にその旨を連絡ください。
7	事業終了後の新規就農予定者の計画や販路について、どのように関与すればよいですか？	事業終了にあたっては新規就農予定者と事前に協議を行い、今後の計画や販路の見通しなどについて助言を与え、最終的に適切と認めたものに合意を与えてください。（新規就農予定者から有田みかん課にその内容が提出されます）

8. 本事業に関する相談窓口

有田市役所 経済建設部 有田みかん課 吉田、酒井

住所：和歌山県有田市箕島 50 番

電話：0737-22-3635

Fax：0737-83-3108

Mail：aridamikan@city.arida.lg.jp